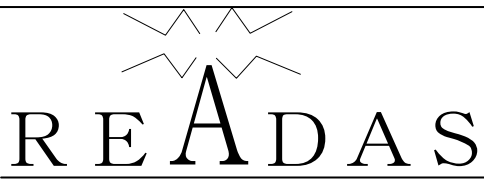


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5557 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月23日 金曜日 |

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

👉 オリンピックの報奨金

Q：リオのオリンピックでは、たくさんのメダリストが誕生しましたが、聞くとところによると報奨金が出るそうです。この報奨金の取扱いは、どうなっているのですか？

A：オリンピック委員会からの報奨金は、非課税です。

【解説】

日本中を沸かせたりオのオリンピックが終わり、いよいよ次は東京でのオリンピックとなります。

ところで、オリンピックのメダリストには、日本オリンピック委員会(JOC)から、金メダリストに500万円、銀メダリストには200万円、銅メダリストには100万円の報奨金が、また、日本障がい者スポーツ協会(JPSA)からは、金メダリストに150万円、銀メダリストには100万円、銅メダリストには70万円の報奨金が支払われることとなっていますが、この報奨金についての取扱いは、非課税となっています。

また、同様にJOC等に加盟している各競技団体(公益財団法人日本水泳連盟等)から支払われる報奨金についても、一定額が非課税として取り扱われることになっています。

ただし、所属する会社からの報奨金については賞与として、課税されることとなっています。

また、スポンサーからの報奨金については、一時所得として所得税が課税されることになります。

